研究成果報告書 科学研究費助成事業

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号: 36301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2017

課題番号: 26380201

研究課題名(和文)主権なき国家論は可能か?:フーゴー・プロイスの思想と行動

研究課題名(英文)The possibility of a theory of the state without sovereignty: the thought and action of Hugo Preuss

研究代表者

遠藤 泰弘 (ENDO, YASUHIRO)

松山大学・法学部・教授

研究者番号:30374177

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、フーゴ・プロイスの主権なき国家論の理論上および実践上の有効性を究明しようとするものである。プロイスは、主権に代えて、「領域高権」概念を導入し、政治主体が重層的に併存する当時のドイツの政治状況において、あえて権力主体を特定するために強引な擬制を行うことを回避しえたという点で、その優位性が認められることを明らかにした。 しかし同時に彼は、「責任の拡散」という有機的国家論に特有の難問に直面し、ワイマール憲法48条の大統領の非常権限の評価をめぐり、逡巡する結果ともなった。

研究成果の概要(英文): This research aims to investigate the possibility of the political theory of Hugo Preuss. It proves that he adopted the concept of "Gebietshoheit" instead of sovereignty, and could avoid a forcible fiction to determine the subject of political authority in the context of German politics, in which many political subjects coexisted multilayered.

However he faced the difficult problem concerning diffusion of responsibility peculiar to organismic theory of the state. Therefore, he couldn't take a clear attitude towards the emergency powers of the President (Article 48 of the Weimar constitution).

研究分野:ドイツ政治思想史

キーワード: ドイツ政治思想史ト 自由主義 民 ワイマール フーゴー・プロイス オットー・ギールケ カール・シュミッ

1.研究開始当初の背景

これまでのドイツ政治思想史研究においては、第二帝政期からワイマール共和政期にかけての穏健な自由主義国家論を跡づける。 取り組みはほとんどなされてこなかった。従来の支配的な研究視角、すなわち「三月革命前後に花開いた数々の自由主義思想が『革命の失敗』とビスマルクによる『上からの統一』の前に撤退を余儀なくされ、その後、第一分の前に撤退を余儀なくされ、その後、第一分の前に撤退を余儀なくされ、その後、第一分の前に撤退を余儀なくされ、その後、第一分の前に撤退を余儀なくされ、その後、第十分の前に撤退を行ったのである。という。 第三帝国という破滅へ至る」という枠組はある。

このような枠組みをめぐり、政治史の分野 では当時の実情に即した政治過程の解明が なされ、脱イデオロギー化が進展している(G. イリー、D.ブラックボーン、T.ニッパーダイ、 飯田芳弘)が、この点で政治思想史の分野はや や立ち遅れている。それに対して、当時の政 治体制を支えた同時代人による政治秩序構 想をそれ自体として理解するという取り組 みにおいて一歩先んじているのは、ドイツ公 法史の分野である。ここでの研究対象は、長 らく P.ラーバントや G.イェリネックといっ た当時の支配説が中心であったが、近年では ギールケやプロイスの国家論をも対象とし た優れた研究が出されている (C.Schönberger, Das Parlament Anstaltsstaat: Zur Theorie parlamentarischer Repräsentation in der Staatsrechtslehre desKaiserreichs (1871-1918), Frankfurt a. M. 1997)。シェー ンベルガーの研究は、北ドイツ連邦からワイ マール共和国にかけての代表的な国家学 者・国法学者の政治秩序構想を丹念に跡づけ た注目すべき研究であるが、「ワイマール共 和国の破滅は、三月前期以来、議会制を歪ん だ形でしか理解できなかったドイツ自由主 義において運命づけられていた」として、ギ ールケやプロイスを含めた三月前期以来の ドイツ自由主義国家論の伝統を総体として 切り捨ててしまう点で従来の研究視角の枠 内にとどまっている。しかし、シェーンベル ガーがモデルとする英仏の議会主義モデル 自体が完全無欠の政治秩序構想であったわ けではなく、また豊富なバリエーションを持 つドイツ自由主義国家論を一纏めに一刀両 断してしまう点で、シェーンベルガーの解釈 は少なくとも一面的である。

このような状況を打開すべく、G.ベーゼラーからギールケ、プロイスに至る系譜を中心に、19世紀のドイツ自由主義を歴史的に再評価する研究に取り組んできた。その結果、ギールケが国家の概念規定に主権概念を導入したため、ベーゼラーから引き継いだ水平的な仲間団体論(ゲノッセンシャフト理論)の貫徹が阻まれる結果となったのに対して、プロイスは「領域高権」という概念を利用し

て国家と自治体の原理的区別に成功し、論理 的にほぼ完璧に近い形でゲノッセンシャフ ト論を貫徹した点、 プロイスがワイマール 憲法に導入した直接公選大統領制はかかる 理論的成果に基づいており、第二帝政末期に 彼が呈示した、帝国議会と融和的な「帝国機 関としての皇帝」の代用と位置づけられる点、

しかし、彼が直接公選大統領制構想の前提としていた、プロイセンの解体や純粋な水平的仲間団体としての諸国民共同体の完成はワイマール期を通じて実現せず、やがて大統領内閣と議会が正面衝突を繰り返して機能不全に陥り、ナチス政権の誕生という全くの想定外の結果に終わった点が明らかとなった。

ワイマール共和国の帰結について、プロイスに一義的な責任を帰することはできないが、もともとのプロイスの政治秩序構想が、 理論的・実践的にどこまで妥当なものだったのかという問いを立てることは必要である。

2.研究の目的

本研究は、主権概念を拒否したプロイスの 観点に立ち、第二帝政後期からワイマール期 にかけてのプロイスの理論的および実践的 な取り組みを、同時代の文脈の中で詳細に跡 づけ、彼の「主権なき国家論」の条件と可能 性を明らかにしようとするものである。

すなわち、プロイスが主権の代わりに導入する「領域高権」が、主権との対比でいかなる理論的優位性を主張し得るのかという点について考察するとともに、プロイスが、内務省国務次官として関与したワイマール憲法制定の審議過程に即して、同時代との格闘の軌跡を追う。具体的には、憲法委員会議事録や未公刊の内務省関係文書等に基づき、大統領公選制や大統領の非常事態権限をめぐる基本権の一時的停止の規定(48条)などの重要な争点をめぐるプロイスの対応を分析する。

3.研究の方法

プロイスの「主権なき国家論」の条件と可能性を同時代の文脈の中で検証するため、プロイスの理論的優位性を第二帝政後期の文脈に位置づけて分析した上で、帝政崩壊後の危機の時代における同時代知識人との論争および彼の実践活動を詳細に跡づけて吟味した。その際、ドイツ国家学がドイツ国法学から派生したという事情を考慮し、法学研究の手法を併用した。彼の国家論の帰結としての具体的な制度論は法学の術語で展開されるため、法学的なアプローチが不可欠だからである。

(1) 平成 26 年度

刊行中の『プロイス全集』の他、比較的研

究の蓄積のあるワイマール期を中心に、ドイツにおけるプロイス国家論に関する最新の文献を収集し、プロイス国家論に関する先行研究を整理した。

その上で、ワイマール憲法の起草者である プロイスの憲法草案について、その直接公選 大統領制構想に焦点を絞り、憲法制定過程に おけるプロイスの役割について確認した。

(2) 平成 27 年度

主権概念を拒否したプロイスによって導入された「領域高権」概念について、彼独特の「領域」概念との連関に注目しつつ、主権概念に対する理論的優位性を吟味した。

年度後半に、ベルリンの連邦公文書館、ベルリン中央州立図書館における未公刊の書簡史料や内務省関係文書の調査・収集を予定していたが、11月に発生したパリ同時多発テロ事件の影響で、渡航を順延せざるを得ず、調査を実施できなかった。しかし、フーゴー・プロイス協会会長のクリストフ・ミュラー教授との書面のやり取りにより、必要な史料や論文を送っていただいた他、プロイスとギールケの関係をめぐる詳細な意見交換ができたため、影響を最小限度に抑えることができた。

(3) 平成 28 年度

刊行予告が出されたまま、長らく未公刊となっていたフーゴー・プロイス協会によるプロイス全集第三巻が刊行され、本研究の進展にとり最も重要なワイマール憲法の制定過程をめぐる一次史料にまとまった形でアクセスできる状況となった。この史料状況の大幅な改善をうけて、プロイスがワイマール憲法の起草者として関与した憲法制定の審議過程を跡付ける作業を進めた。

プロイス全集の完結を受けて、ミュラー教授の来日講演会の開催に向けた調整を進めたが、ミュラー教授の健康問題(手術)により、最終的には断念せざるを得なかった。

(4) 平成 29 年度

ワイマール憲法 48 条の大統領緊急権の導入をめぐる、憲法制定ドイツ国民議会の議事録の分析を進め、プロイスがワイマール憲法の起草者として関与した憲法制定の審議過程に即して、危機の時代に対する彼の実践的な対応を吟味した。

以上の研究成果を総括し、プロイスの思想と行動を同時代の歴史的文脈の中で詳細に跡づけて検証し、この時期のドイツ自由主義に対する従来の研究視角を修正するとともに、彼の「主権なき国家論」の条件と可能性を吟味した。

4.研究成果

(1)プロイス国家論の理論的優位性

プロイスの直接公選大統領制構想は、プロイスがドイツ革命以前に構想していたビスマルク憲法改正草案におけるライヒ機関としての皇帝という構想にその淵源を辿ることができ、紆余曲折を経たワイマール憲法の制定過程においても、例外的にプロイスの書がほぼそのままの形で維持された部分であったこと、そして、行政府の権限と立法部の権限の不均衡という問題も、もともとのプロイスの構想に存在していたことを確認した。

その上で、主権概念を拒否したプロイスによって導入された「領域高権」概念について、政治主体が重層的に併存する当時のドイツの政治状況において、あえて権力主体を特定するために強引な擬制を行うことを回避できるという点で、理論上および実践上の優位性が認められること、しかし、その反面、「責任の拡散」という有機的国家論特有の問題が顕在化したことを究明した。

(2)ワイマール憲法 48 条導入の経緯

ワイマール憲法 48 条の大統領緊急権導入 をめぐる審議過程を分析し、当初のプロイス 草案では言及されていなかった、基本権の停止条項が導入された経緯を究明するため、関 連文献および一次史料の分析を進めた。その 結果、以下の3点が明らかとなった。

第一に、48条は、制定当時の政治的危機状況の中で、起草者および制憲議会のメンバーにとり、共和国を護るための合憲的独裁として構想され、制定されたことが明らかとなった。

しかし第二に、憲法発効後の厳しい政治情勢の中で、条文からの逸脱が恒常化し、特に48条4項については、制定趣旨に全く反する運用がなされるようになったことが判明した

さらに第三に、当初、合憲的独裁の条項として、48条を擁護していたプロイスが、エーベルト大統領の死去に伴うヒンデンブルク大統領選出という政治状況の変化の中で、48条の濫用の懸念を強調し、48条に対する制限の必要性を説くに至ったことが明らかとなった。

(3)「主権なき国家論」の可能性

プロイスは諸団体を重層的かつ有機的に組み込む「領域団体」概念および、自治体と国家の概念区分を可能とする「領域高権」概念を導入することにより、自治原理に基づいて仲間団体を重層的に積み上げる有機体的法治国家論を完成させたことが明らかとなった。しかし同時に、プロイスのような全体の調和を強調する思想は、権力の責任主体の

拡散という難問を生むことも明らかとなった。

論理的な貫徹を犠牲にしながらも、国家の概念規定に再び主権概念を導入し、ぎりぎりの線で責任主体の拡散を防ぐことが可能であったギールケに対して、ギールケの重層的な政治秩序構築の論理を貫徹させて主権概念を拒否し、自治原理に基づいて団体を積み上げていったプロイスは、ギールケよりもさらに先鋭化された形で、この問いを突き付けられることとなった。

プロイスの「主権なき国家論」の射程とそれが「主権概念の再検討」という我々の文脈に対して持つ含意をより深く究明するためには、ワイマール共和国の運命に決定的な影響を与えたワイマール憲法 48 条の運用をめぐるカール・シュミットの影響関係など、危機の時代におけるプロイスの政治秩序構想の有効性をめぐる丁寧な検証が必要である。この点の究明を今後の課題としたい。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計 8 件)

<u>遠藤泰弘</u>「社会有機体論」、安藤隆穂他編 『社会思想史事典』(丸善) 頁数未定・原稿 提出済・刊行年未定、査読有

<u>遠藤泰弘</u>「デモクラシーはなぜ崩壊したのか・ドイツ・ワイマール共和国の経験に学ぶ・」、松山大学論集 29 巻 3 号、181-198、2017 年、査読無

https://matsuvama-u-r.repo.nii.ac.ip/

<u>遠藤泰弘</u>「主権なき国家論は可能か」北大 政治研究会会報 38 号、P.1-3、2017 年、査読 無

遠藤泰弘「〔書評〕海老原明夫著『北ドイツ連邦成立過程の法的構成 - ザイデル、ヘーネル、ラーバント、ギールケ』(法学協会雑誌 131-1)』」、法制史研究 65 号、P. 358-361、2016 年、査読無

<u>遠藤泰弘</u>「安保法制と今後のたたかい」、 愛媛の自治、131 号、P.1-25、2016 年、査読 無

遠藤泰弘「危機の日本政治~選挙独裁の行方」、松山大学地域研究ジャーナル 26 号、P. 57-64, 2016 年、査読無

遠藤泰弘「〔書評〕飯田芳弘著『想像のドイツ帝国 統一の時代における国民形成と連邦国家建設』、法制史研究 64 号、P. 460-465、2014 年、 査読無

<u>遠藤泰弘</u>「フーゴー・プロイスの国際秩序

観:直接公選大統領制構想の思想的前提」、 政治思想研究 14号、P.324-355、2014年、査 読有〔政治思想学会研究奨励賞受賞論文〕

[学会発表](計 6 件)

遠藤泰弘「フーゴー・プロイスと大統領緊急権~ヴァイマル憲法48条をめぐって」、 北大政治研究会、北海道大学法学部、2017年7月28日

遠藤泰弘「愛媛県の取り組み」、法政大学 シンポジウム 参院選と市民参加、法政大学、 2016年9月15日

遠藤泰弘「安保法制が意味すること~『ナチの手口』に学ぶ』、第 61 回四国弁護士連合会定期大会 記念シンポジウム、松山全日空ホテル、2015 年 11 月 13 日

遠藤泰弘「ヴァイマル憲法制定過程の審議 過程におけるフーゴー・プロイス」、一橋大 学大学院法学研究科「法文化構造論」招待講 演、一橋大学国立キャンパス、2015 年 4 月 24 日

遠藤泰弘「危機の日本政治~選挙独裁の行方」、日中法制度比較シンポジウム、中国深圳大学法学院、2015 年 3 月 15 日

<u>遠藤泰弘</u>「ヴァイマル憲法制定過程におけるフーゴー・プロイス」、戦時法研究会、上智大学、2015 年 3 月 7 日

[図書](計 3 件)

遠藤泰弘・倉澤生雄・井口秀作、『現代日本の立憲主義をめぐる学際的研究ー憲法学、 行政法学、政治学の観点からー』、松山大学 総合研究所、111 頁、2018 年

ENDO, Yasuhiro, "Die Bundesstaatslehre Otto von Gierkes", D. Lehnert(Hg.), Verfassungsdenker: Deutschland und Österreich 1870-1970, Metropol Verlag, p63-75, 2017.

遠藤泰弘「ヴァイマル憲法制定過程の審議 過程におけるフーゴー・プロイス」、権左武 志編『ドイツ連邦主義の崩壊と再建』(岩波 書店) P. 2-25、2015年

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類:

番号:

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者:

種類:

番号: 取得年月日: 国内外の別:

[その他]

遠藤泰弘「安倍政権の目指す改憲案は、現行憲法とどう違う?知って学んでみませんか。」、憲法カフェ in 西条、丹原公民館、2017年12月9日

遠藤泰弘「安倍政権による上からの改憲に どう立ち向かうか?」、憲法を守り活かす愛 媛の会 2017 年総会、愛媛社会文化会館、 2017 年 11 月 23 日

遠藤泰弘「愛媛県の取り組み(2016年参議院選挙の経緯)」、さっぽろ自由学校「遊」市民講座、さっぽろ自由学校「遊」、2017年8月29日

遠藤泰弘「ナチスによる権力掌握と支配の 経験から何を学ぶ」、さっぽろ自由学校「遊」 市民講座、さっぽろ自由学校「遊」、2017年 6月22日

遠藤泰弘「ワイマール共和国の特徴と経緯」、さっぽろ自由学校「遊」市民講座、さっぽろ自由学校「遊」市民講座、さっぽろ自由学校「遊」、2017年5月25日

遠藤泰弘「デモクラシーはなぜ崩壊したのか ドイツ・ワイマール共和国の経験に学ぶ 」、愛媛県教科書採択を考える会 学習会、愛媛県教育会館、2017年3月21日

遠藤泰弘「高校生の政治活動届出制はなぜ問題なのか」、愛媛県高等学校教員組合 夏の学習会、権現山荘(愛媛県松山市) 2016年7月30日

遠藤泰弘「安保法制にどのように向き合うべきか」、えひめ地域再生戦略研究会、愛媛県美術館大講堂、2015 年 10 月 24 日

クリストフ・シェーンベルガー (<u>遠藤泰弘</u> 訳)「ドイツ連邦国家の発展 - 1870 年から 1933 年まで - 』権左武志編『ドイツ連邦主 義の崩壊と再建』(岩波書店) P. 231-248、 2015年

<u>遠藤泰弘</u>「安保法制の問題点と『緊急事態 条項』の正体」、憲法を守り活かす愛媛の会、 社会文化会館、2016 年 6 月 4 日

<u>遠藤泰弘</u>「集団的自衛権の解釈改憲~何が 問題なのか?」、連合愛媛講演会、愛媛県勤 労会館、2015 年 1 月 22 日

遠藤泰弘「集団的自衛権の解釈改憲~何が問題なのか?」、民主党愛媛県連講演会、東京第一ホテル、2014年6月8日

6.研究組織

(1)研究代表者

遠藤 泰弘 (ENDO, Yasuhiro)

松山大学・法学部・教授 研究者番号:30374177